

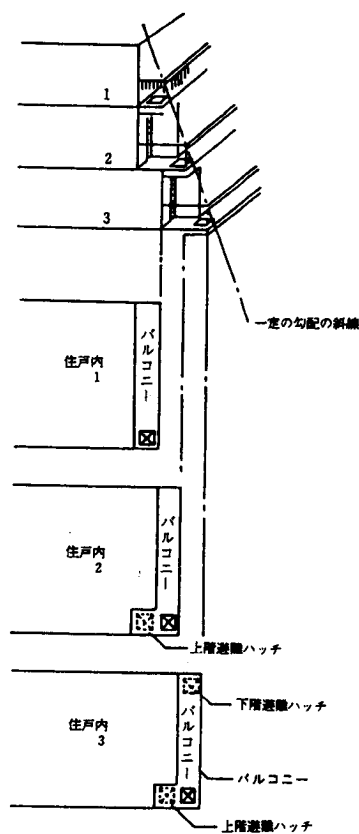
第15 避難器具（令第25条、規則第26条及び第27条、条例第54条及び第55条、昭和53年告示第1号、平成8年告示第2号、平成14年告示第7号関係）

1 セットバックしている階への設置方法

防火対象物の階が斜線制限等によりセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、原則として、次のいずれかによることができる。

(1) 避難器具用ハッチに格納した金属製はしごによる方法

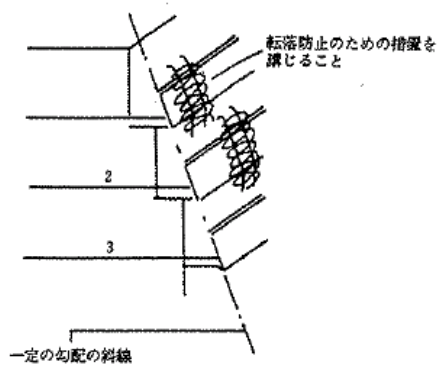
第15-1図の例により設けること。



第15-1図

(2) 固定はしごによる方法

第15-2図の例により、1階層ごとに下降できるように設定すること。



第15-2図

## 2 避難器具の機器選定等

- (1) 規則第27条第1項第11号に規定する避難器具は、認定品とすること。●
- (2) 避難器具の選定にあたっては、防火対象物の用途、構造、形態及び収容人員等を考慮し、迅速かつ、円滑な避難に最も適すると認められるものを選定すること。
- (3) 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年告示第2号。以下第15において「告示第2号」という。)第3第1号(1)チ中の「突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる」とは、おおむね全ての突子が壁面等に接している状態を指すものであること。

なお、降下空間上にバルコニー間の空間や窓などの開口部があることにより、突子が防火対象物の壁面等に接することができず、降下に支障がある場合は、告示第2号第3第1号(1)チただし書中の「突子が壁面等に接しない場合」に該当すること。

## 3 避難上有効な開口部を有しない壁の区画

### (1) 階段の個数の算出

令第25条第1項第5号の規定する地上に直通する階段の個数の算出については、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分(以下この項において「区画された部分」という。)ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

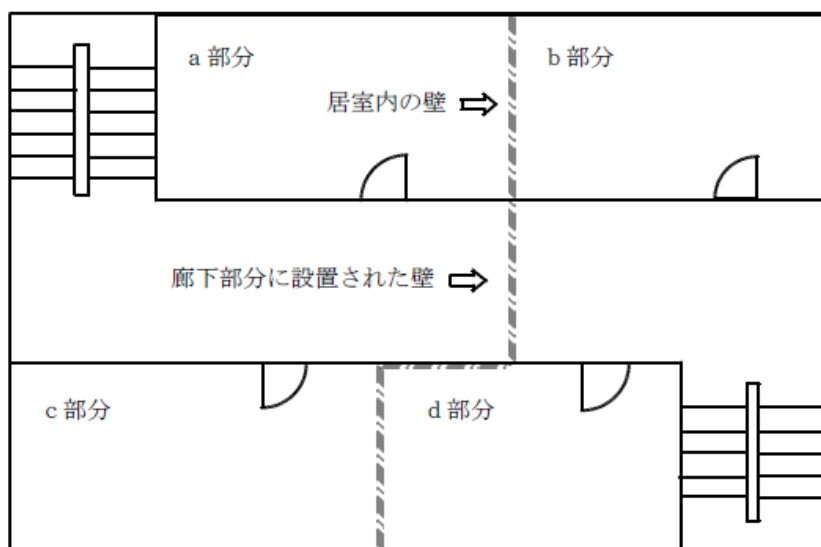
### (2) 収容人員の算定

ア 令第25条第2項第1号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

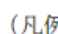
イ 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が一である場合等避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、できる限り区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。●

### (3) 区画された部分の取扱い

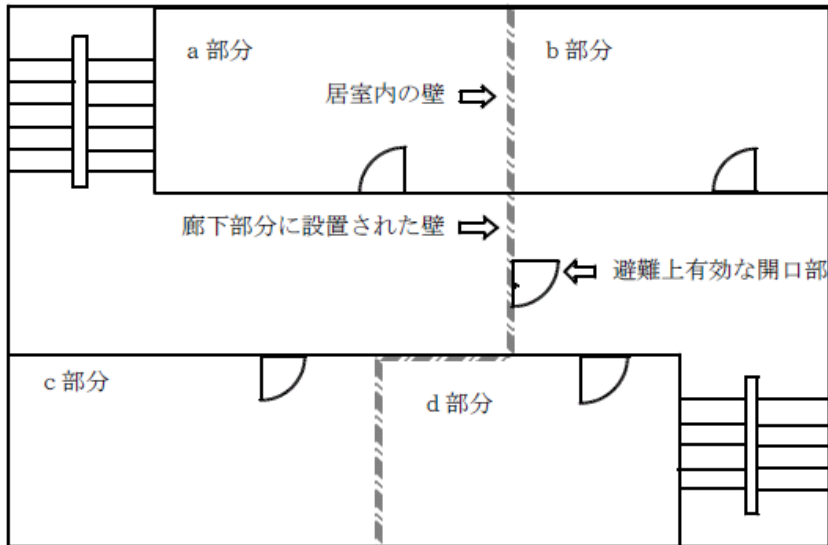
区画された部分の具体例は、第15-3図及び第15-4図によるものであること。




※ 階が2つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ。

(凡例)  避難上有効な開口部を有しない壁

第15-3図 区画された部分の直通階段が1の場合



※ 避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能  
 (凡例)  避難上有効な開口部を有しない壁

#### 第15-4図 区画された部分の直通階段が2の場合

#### 4 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

- (1) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうものであること。
- (3) 規則第27条第1項第1号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、特定一階段等防火対象物に対応するものとして開発された一動作で使用できる等の構造を有する金属製避難はしごとして型式承認を受けたもののほか、次のアからオまでのすべてに適合する取付金具に設ける緩降機であること。
  - ア 組み立てる際に、過度な飛び出し及び反動等がなく安全に操作できるものであること。
  - イ 调速機の安全環が取付金具のアームの先端の吊輪に確実に取り付けられているものであること。
  - ウ 当該取付金具の使用方法を示す標識が取付金具付近に取り付けられているものであること。
  - エ ほこり等の保護のためカバーをする場合は、ビニール等の簡単に取り外せるものであること。
  - オ 当該取付金具の操作に支障のない位置に設けられているものであること。

#### 5 固定避難用タラップ

- (1) 条例規則第18条第10号の表示は、次によるものとする。
  - ア 表示面の大きさは、規則第28条の3第1項に定める避難口誘導灯と同等とすること。
  - イ 緑地に白文字で、「避難用タラップ」又は「避難器具」とすること。
 

なお、避難上支障のない場合は、白地に黒文字とすることができること。
- (2) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物で、次のすべてに適合するものについては、条例第55条のただし書を適用し、固定避難用タラップを設置しないことができるものとする。
  - ア 共同住宅等の構造等は、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年告示第2号）第3

(3(3)ロ及びハを除く。)の規定によること。

イ 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年告示第3号)第3、2(2)から(5)までの規定に適合する避難上有効なバルコニー及び避難経路を有するほか、一住戸の専用バルコニーが存する場合は、当該バルコニーに避難器具(避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。以下この号において「避難器具」という。)を設置し、避難階までの避難経路を有すること。

ウ 前イの避難経路については、別記「特定共同住宅等の構造類型による避難経路」によるが、この際、バルコニー側の避難経路については、他の住戸を抜けて開放廊下へ向かう避難経路に代えて、連続バルコニーの避難上有効な位置に避難器具を設置し、避難階までの避難経路を有すること。

エ 前イ及びウの避難器具については、次のいずれかに適合する場合は、避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等以外のものとするができること。

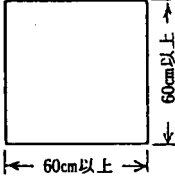
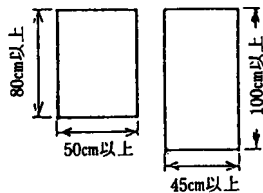
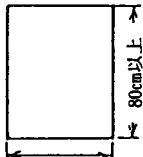
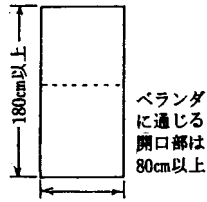
(ア) 避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋を構造上設置することができない場合であって、かつ、降下する高さがおおむね2階層以内である場合

(イ) 避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋によらなくても安全に避難ができると認められる場合

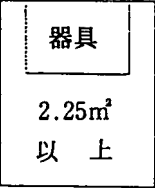
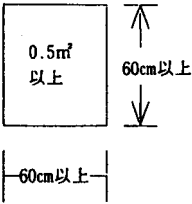
オ 避難階から道路等までの避難に使う敷地内通路(青空空地を原則とし、幅員はおおむね1.0m以上のもの)を有すること。

なお、周囲がドライエリア等に囲まれているバルコニーから地上への避難については、固定はしごによることもできること(1階層に限る。)

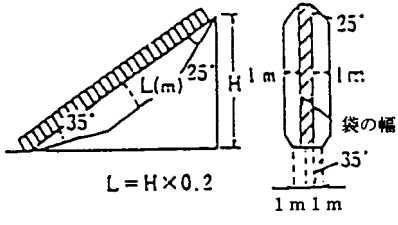
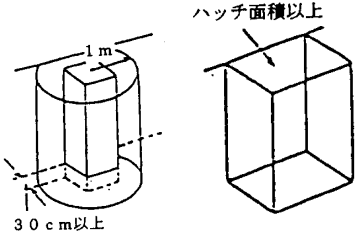
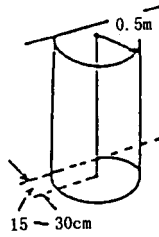
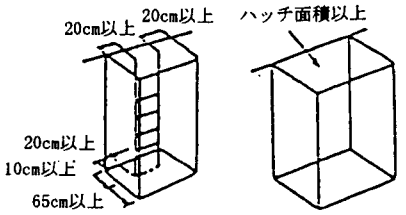
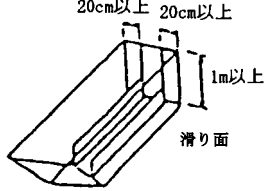
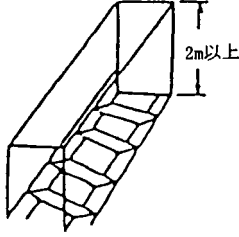
第15-1表 開口部の大きさ

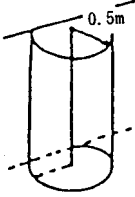
避難器具の種類	開口部の大きさ	
<p>救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>高さ及び幅がそれぞれ60cm以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること。</p>	
<p>避 難 は し ご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩 降 機 滑 り 棒 避 難 ロ ー プ</p>	<p>高さ 80cm以上 幅 50cm以上 又は 高さ 100cm以上 幅 45cm以上 取付部の開口部を床面に設ける場合、直径50cm以上の円が内接できるものであること。</p>	<p>又は</p> 
<p>滑 り 台</p>	<p>高さ 80cm以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>	 <p>滑り面部分の最大幅以上</p>
<p>避 難 用 タ ラ ッ プ 避 難 橋</p>	<p>高さ 180cm以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上。ただし、ベランダ等を経てタラップに通じる開口部は、高さ80cm以上</p>	 <p>ベランダに通じる開口部は80cm以上 タラップの最大幅以上</p>

第15-2表 操作面積

避難器具の種類	操作面積	
<p>救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>おおむね幅1.5m、奥行1.5m (器具の設置部分を含む。) であること。ただし、操作面積に支障のない範囲 (2.25㎡) 内で形状を変えることができる。</p>	
<p>避 難 は し ご 緩 降 機 救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) 滑 り 棒 避 難 ロ ー プ</p>	<p>0.5㎡以上 (当該器具を除く。) であること。ただし、一辺の長さは、それぞれ60cm以上であること。</p>	
<p>滑 り 台 避 難 用 タ ラ ッ プ 避 難 橋</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さを有すること。</p>	

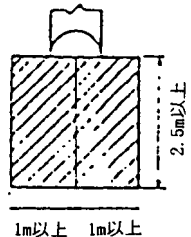
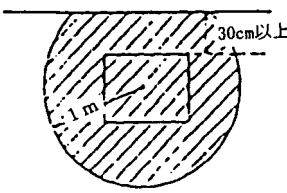
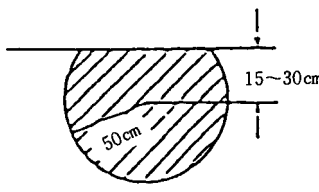
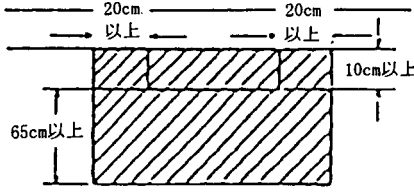
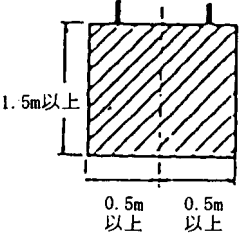
第15-3表 降下空間の大きさ

避難器具の種類	降下空間の大きさ
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図による範囲内。ただし、壁面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く)は、30cm(ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から50cm(突起物が入り口金具から下方3m以内の場合にあつては30cm))以上とすることができる。</p> 
<p>救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁面との間隔は30cm以上(ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は50cm(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては30cm))以上避難器具用ハッチは、ハッチの面積以上の降着面までの角柱形内</p> 
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、10cm以内の避難上支障のない突起物又は10cmを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じてあるものは、降下空間内に含めて差し支えない。</p> 
<p>避難はしご</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に20cm以上及び器具の前面から奥行65cm以上で地盤その他降着面までの角柱形内 避難器具用ハッチは、ハッチの面積以上の降着面までの角柱形内</p> 
<p>滑り台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端から外方向に20cm以上の範囲内 半固定式は操作のできるものであること。</p> 
<p>避難用タラップ 避難橋</p>	<p>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上の範囲内 半固定式は操作のできるものであること。</p> 

<p>避 難 ロ ー プ 滑 り 棒</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、避難ロープにあつては、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p>	 <p>The diagram shows a 3D perspective of a cylinder. A horizontal line at the top edge of the cylinder is labeled '0.5m', indicating the radius. The cylinder is drawn with solid lines for the front and top edges, and dashed lines for the back and bottom edges to show its three-dimensional form.</p>
----------------------------	---	---



第15-4表 避難空地の大きさ

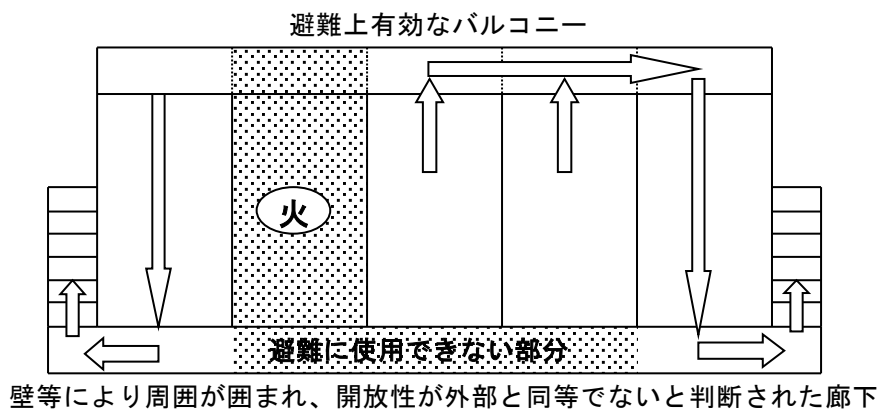
避難器具の種類	避難空地の大きさ
救助袋 (斜降式)	<p>展張した袋本体の最下端から前方2.5m及び袋の中心線から左右1m以上の幅の範囲</p> 
救助袋 (垂直式)	<p>降下空間の投影面積</p> 
緩降機	<p>降下空間の投影面積</p> 
避難はしご	<p>降下空間の投影面積</p> 
滑り台	<p>滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び中心線から左右0.5m以上の範囲</p> 
避難用タラップ 避難橋 避難ロープ 滑り棒	<p>避難上支障のない範囲</p>

# 別記

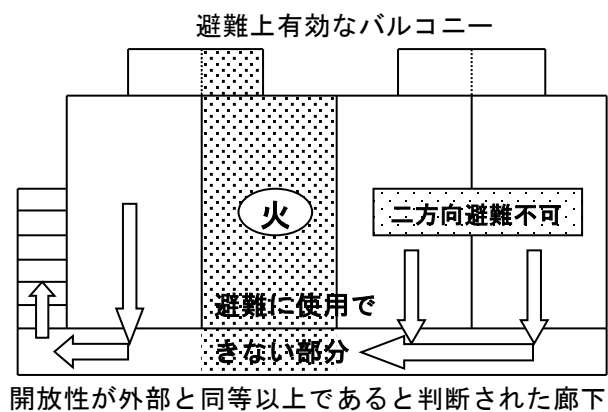
## 特定共同住宅等の構造類型による避難経路

### 1 廊下型

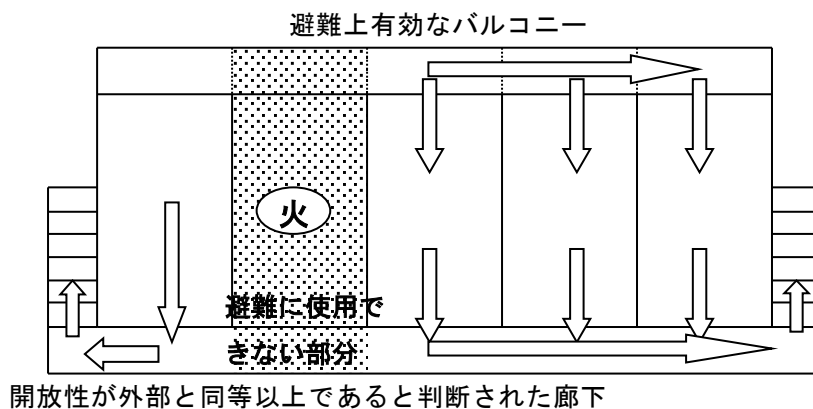
#### ① 二方向避難型特定共同住宅等



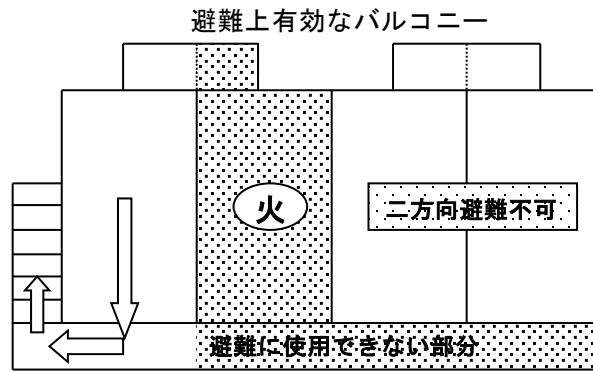
#### ② 開放型特定共同住宅等



#### ③ 二方向避難・開放型特定共同住宅等



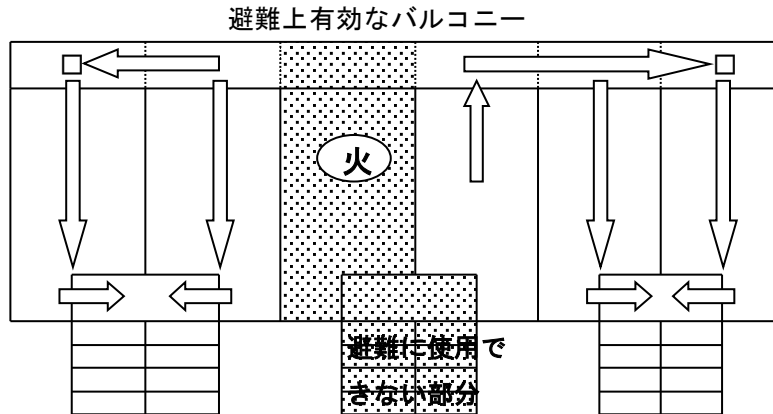
④ その他の特定共同住宅等



壁等により周囲が囲まれ、開放性が外部と同等でない廊下

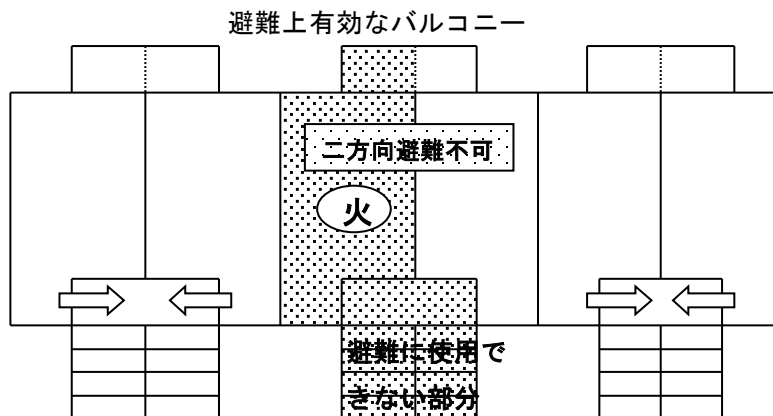
2 階段室型

① 二方向避難型特定共同住宅等



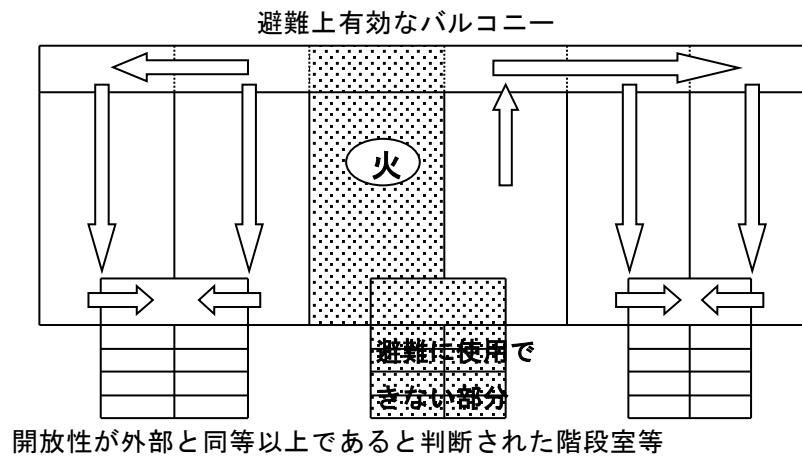
壁等により周囲が囲まれ、開放性が外部と同等でない階段室等

② 開放型特定共同住宅等



開放性が外部と同等以上であると判断された階段室等

③ 二方向避難・開放型特定共同住宅等



④ その他の特定共同住宅等

